

令和7年度山形県観光施設等経営強化支援事業助成金交付要綱（交通事業者）

（目的及び交付）

第1条 知事は、県内交通事業者（以下「事業者」という。）の経営強化を図るため、事業者がデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進や高付加価値化に向けた取組を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し助成金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) 地域鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者をいう。

（助成対象事業者）

第3条 助成金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路運送法第4条第1項の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行い、山形県内に本社又は営業所がある事業者
- (2) 鉄道事業法第3条第1項の許可を受けて、鉄道事業を行い、山形県内に本社がある事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は助成対象としない。

- (1) 県や市町村、交通事業者等で構成されている山形県地域公共交通活性化協議会に対するアンケートの回答及び政府報告資料の提供並びにそれらのオープンデータ利活用のためのデータの公表等の協力に応じない事業者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (4) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- (5) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

- (6) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (7) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (8) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(助成対象事業及び助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成金の交付の決定を受けてから令和8年2月28日までに実施するもので、事業内容及び助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除き、助成対象経費に充てるべき国からの補助金があるときは、当該補助金の合計額を控除した額）に別表2に掲げる助成率を乗じた額の合計額又は同表に掲げる助成上限額のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による助成金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和8年1月30日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 同意・誓約書（別記様式第2号）
- (3) バス事業者又はタクシー事業者の場合は、一般旅客自動車運送事業の許可証の写し
- (4) 口座振替申出書（別記様式第3号）
- (5) 助成金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、助成金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 助成金の額の増を伴う変更
- (2) 助成対象経費の合計額の20%を超える増減

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により助成事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第14条の規定による助成金事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、助成事業完了後30日を経過する日又は令和8年3月6日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書添付書類確認票（別記様式第7号）
- (2) 誓約書（別記様式第8号）
- (3) 収支決算書（別記様式第9号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（助成金の支払）

第10条 助成金は、交付すべき助成金の額が確定した後に支払うものとする。

（決定の取消）

第11条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 助成金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

（財産の管理）

第12条 助成事業者は、助成事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）について、助成事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 規則第22条第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 助成事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第10号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（関係書類の保管）

第14条 助成事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和8年度から5年間保管しておかなければならない。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

別表 1（助成対象経費）

区分	助成対象経費
（１）ＤＸの推進に向けた取組に要する経費	○デジタル技術を活用した観光客の利便性向上につながる取組に要する経費 ○デジタル技術を活用した周遊観光の拡大及び長期滞在につながる取組に要する経費 ○その他知事が必要と認めるＤＸの推進に向けた取組に要する経費
（２）高付加価値化に向けた取組に要する経費	○高付加価値旅行者層を対象とした交通手段の充実に要する経費 ○周遊観光及び長期滞在につながる取組に要する経費 ○その他知事が必要と認める高付加価値化に向けた取組に要する経費

別表 2（助成率及び助成上限額）

区分	助成率	助成上限額
（１）ＤＸの推進に向けた取組に要する経費	2 / 3	100万円 (150万円※)
（２）高付加価値化に向けた取組に要する経費	1 / 2	100万円 (150万円※)

※ 他事業者と連携した取組（面的整備）の場合は、助成上限額を150万円とする。この場合、助成事業計画書（別記様式第1号）に具体的な連携内容がわかるように記載すること。ただし、当該基準を（１）（２）ともに満たす場合は、助成上限額を150万円とするのは、どちらか一方の区分のみとする。

